

- ◆ 町のプロフィール
- ◆ 暮らしの行政情報
- ◆ 越生町マップ



越生町のマスコット
「うめりん」

越 越生町

暮らしのガイドブック



越 越生町

くらしの ガイドブック

「越生町ってどんなまち?」「役場ではどんなサービスを行っているの?」「オススメのお出かけスポットはどこ?」そんなみなさんの疑問にお答えするのが、この情報誌『越生町くらしのガイドブック』です。越生町のプロフィール、行政サービスや公共施設の情報、季節のイベント情報など、町民のみなさんの暮らしをサポートする内容を掲載しています。快適な“越生ライフ”を送るため、ぜひ、このガイドブックをご活用ください。



越生町のマスコット
「うめりん」

CONTENTS

2	町長あいさつ	3	町のプロフィール
4	越生の歳時記と開花時期		
8	越生町名所めぐり		
10	もしものときに	11	ライフインデックス
12	町の組織案内		
14	届出・証明		
16	税金		
18	国民健康保険・年金		
20	健康・医療		
22	高齢者・障がい者福祉	23	後期高齢者医療・介護保険制度
24	子育て		
27	暮らしの案内		
29	教育・生涯学習		
31	図書館・施設一覧		
32	越生町全体図		
34	詳細地図①～⑥		

掲載されている内容については、平成28年12月1日現在の内容で編集しています。
その後、法改正などにより内容が変わる場合がありますので、詳しくは担当課や各施設へ直接お問い合わせください。

越生町くらしのガイドブック 発行によせて

このたび、町内外の事業所ならびに団体のみなさまのご協力により、『越生町くらしのガイドブック』を発行できたことに心から感謝を申し上げます。

このガイドブックの発行は、株式会社ゼンリンとの官民協働事業として行ったもので、経費は事業所や団体のみなさまからの広告費用ですべてを賄い、公費の負担はございません。

本誌は、町民のみなさまが日常生活に必要な各種手続きなどの行政情報のほか、町内のおすすめスポットなどの

地域情報、さらに町の詳細な地図など、さまざまな情報を1冊にまとめた情報誌です。

町民のみなさまには、本誌をお手元に置かれ、有効にご活用いただき、越生町での暮らしを爽りあるものにしていただければ幸いです。

これからも「町民との協働による暮らしやすさと活力のあるまち」を目指し、住み良い環境づくりを推進してまいりますので、ますますのご理解とご協力をお願い申し上げます。



越生町長

かつひろ
新井 雄啓

町長あいさつ



町のプロフィール

沿革

明治22年に、町村制施行により9か村が合併して越生町に、また、8か村が合併して梅園村が誕生しました。その後、昭和30年に両町村が合併して現在の越生町になりました。

地勢

越生町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、首都50km圏にあります。面積は、40.39km²で、東は鳩山町、南は毛呂山町、西は飯能市、北はときがわ町に接しています。外秩父山地と関東平野の接点にあり、町土の約7割を山地が占め、町のほぼ中央を越辺川が貫流しているため、地形の変化に富み、豊かな自然に恵まれています。

町の一年は、早春の梅から始まり、桜、山吹、つつじ、あじさい、曼珠沙華、さるすべり、秋の紅葉、ゆずの香りへと移っていきます。名所としては、関東三大梅林の一つに数えられている越生梅林、日本観光百選に選ばれている黒山三滝、太田灌漑ゆかりの山吹の里、関東地方第1位の巨樹・上谷の大クスなどがあり、風光明媚な地として知られています。

越生町章



昭和48年2月19日、一般公募により制定されました。

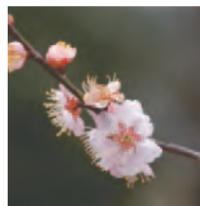
みどりと山と川の流れを「生」の文字で表現し「越」を両手で抱き上げ町民の友愛と明日への町の発展を象徴したものです。

越生町の花・木・鳥

花は「やまぶき」、木は「うめ」、鳥は「うぐいす」です。昭和61年2月に指定されました。



やまぶき



うめ



うぐいす

越生町のマスコットキャラクター

「うめりん」は越生町の町村施行120周年を記念して誕生したマスコットで、越生町の特産物である梅がモチーフです。

梅の美味しさを広めるために、梅干を保存している壺から出てきた妖精です。

ハイキングのまち・おごせ

越生町では、ハイキングによる観光の振興、地域経済の活性化、町民のみなさんの健康づくりなどを目的に、平成28年4月29日に、全国で初めて「ハイキングのまち」を宣言しました。越生町は豊かな自然、多くの歴史文化遺産、観光資源に恵まれていることから、これらの環境を活かして、さらなるハイキングのまちづくりを推進していきます。

越生町ハイキングのまち宣言

越生町は、関東平野と外秩父山地の出会いの所にあり、町の中央を流れる越辺川とその支流によって地形の変化に富み、豊かな自然に恵まれ、数多くの名勝地と歴史文化遺産があります。

そのため、森林浴や川のせせらぎ、四季折々の花と景観、名所などを巡るハイキングコースがたくさんあります。

私たちは、このような素晴らしい町に住んでいることを誇りに思い、歩くことを通して健康な心と体をつくりたい。また、町外から訪れる皆様を、町をあげておもてなしの心で歓迎し、賑わいのあるハイキングのまちづくりを推進していくため、ここに「ハイキングのまち」を宣言します。

平成28年4月29日

町役場の所在地・開庁日時

所在地	〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2【1図B-3】
電話番号	049-292-3121（代表）
開庁日時	月～金曜日（年末年始・祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
土曜開庁	町民課・健康福祉課・子育て支援課・税務課の業務。 土曜日が祝日にあたる場合は、開庁しません。 午前8時30分～正午（受付は午前11時30分まで） ※業務によっては、受付できないものもあります。 詳しくは、各担当へお問い合わせください。

越生の歳時記と開花時期

春



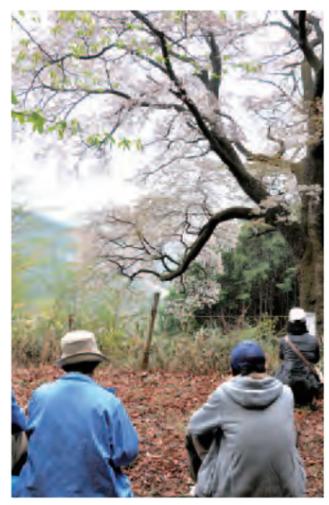
4月

花の里おごせ健康づくりウォーキング大会↑

10,000株のつつじが咲き誇る五大尊つつじ公園や3,000株の山吹が咲き誇る山吹の里歴史公園などを歩くウォーキング大会。毎年、春の花を楽しむため、町内外から多くの方が参加します。参加者の体力にあわせたコースを選択できます。

龍ヶ谷のヤマザクラハイキング→

龍ヶ谷の山中に人知れずひっそりとたたずむヤマザクラの巨木。その開花時期にあわせて開催されるハイキング大会です。幹周り3.2メートル、樹高18メートル、枝張り東西13.2メートル、南北20.2メートルのヤマザクラは、まさに圧巻の一言です。



子どもフェスティバル↓

子どもたちのために中央公民館前駐車場で開催されるイベントです。体験、チャレンジコーナーや模擬店、ミニSLの無料運行などのほか、特設ステージでは吹奏楽やダンスなどが披露され、会場は子どもたちの歓声が響き渡ります。

5月



↑世界無名戦士之墓慰霊大祭

関東平野を一望できる大観山にある世界無名戦士之墓は、第二次世界大戦で亡くなられた方々の冥福を祈って建立された霊廟です。毎年5月には、世界の恒久平和を願い「世界無名戦士之墓慰霊大祭」が行われ、式典や稚児行列のほか、夜には花火大会も行われます。



6月

夏



←梅フェア

毎年、越生自然休養村センターを会場に、梅の実の収穫時期に開催される梅フェア。収穫したばかりの肉厚で上質の生梅をはじめ、山菜や野菜などの地場産品の販売、模擬店の出店や梅を使った料理講習会などが行われます。

黒山三滝滝開き→

くろやまさんたき おだき めだき てんぐだき
黒山三滝は、男滝、女滝、天狗滝の3つの滝からなる、日本観光百選にも選ばれた景勝地です。毎年7月の第1日曜日、黒山三滝を舞台に、滝開きの行事が行われます。生命の源ともいふべき「水」を祀るとともに、広く観光客の安全や山野の鎮守を祈願して古式豊かな儀式が執り行われます。



7月

越生まつり→

町をあげて開催される勇壮な夏祭りです。主要会場となる県道飯能寄居線では、山車の巡行やひっかわせ、底抜け屋台の曳き回しやよさこいなどのイベントが行われ、町は大きな賑わいを見せます。祭りのクライマックスには勇壮な6台の山車による越生ばやしの競演と次々に打ち上げられる花火が夏の夜を鮮やかに彩ります。



9月



←飯能市・越生町顔振峠合同ハイキング大会

越生町と飯能市の境にある顔振峠かあぶりには、源義経と弁慶が奥州に逃れる際、義経が見事な景色を振り返りながら登り、弁慶が道のつらさに顔を振り振り登ったという地名由来伝説があることから、顔振峠を中心に、越生町と飯能市をアピールするため、両市町が連携してハイキング大会を開催しています。心地よい秋の風に吹かれながら、峠からの絶景を楽しめます。

秋



獅子舞

毎年10月から11月にかけて、町内4カ所の神社〔八幡神社（津久根）・住吉神社（麦原）・梅園神社（小杉）・東山神社（上野）〕では、獅子舞が奉納されます。霊獣である獅子の力によって疫病や悪魔を退散させ、安全息災を願う江戸時代から続く伝統行事です。

10月



体育祭

行政区対抗の競技や各種のレクリエーションが行われます。また、当日参加可能なオープン競技もあります。毎年、手に汗握る熱戦が繰り広げられ、大きな歓声が響き渡ります。

ゆずフェア

越生自然休養村センターを会場に、ゆずの実の収穫時期に開催されるゆずフェア。ゆずやゆずの加工品、地場産野菜の販売や模擬店、ゆず料理の講習会などが行われ、町内外から多くの方が訪れます。



黒山・鎌北湖駅伝大会

毛呂山町総合公園をスタートし、鎌北湖を周って黒山三滝を經由して越生町役場前がゴールの歴史ある駅伝大会です。総距離は約25km。コース沿道の観客の声援のもと、ゴールでの感動の瞬間をめざし、1チーム6人の走者がタスキをつなげます。

12月



冬

越生の歳時記と開花時期

3月



虚空蔵尊だるま市

梅が満開となる3月中旬、上野の虚空蔵尊で、関東地方でシーズン最後のだるま市が行われます。沿道にはだるまを販売する露天が立ち並び、春の到来を待ちわびていた多くの参詣客で賑わいます。

1月



新春武蔵越生七福神めぐり

新春武蔵越生七福神めぐりは、町内の七福神をまつる寺（法恩寺・正法寺・弘法山・最勝寺・円通寺・龍穩寺・全洞院）を巡るハイキングイベントです。年の初めに、その年の招福・長寿・蓄財を願って多くの方が参加します。

文化祭・産業祭

文化祭は、中央公民館を会場に、町民が制作した書画、彫刻、詩歌などのほか、踊りや歌唱などが披露されます。また、産業祭は、中央公民館前駐車場を会場に各種模擬店の出店やキャラクターショーが行われ、毎年大勢の来場者で賑わいます。

11月



季節の花開花時期



越生梅林

2月中旬～3月下旬

〔5図 E-4〕



さくらの山公園

3月下旬～4月上旬

〔1図 A-4〕



三ツ葉つつじ園

4月上旬～下旬

〔6図 C-4〕



五大尊つつじ公園

4月中旬～5月中旬

〔4図 B-5〕



山吹の里歴史公園

4月中旬～5月上旬

〔1図 E-4〕



あじさい街道

6月中旬～7月中旬

〔5図 B-5〕



曼珠沙華（さくらの山公園）

9月中旬

〔1図 A-4〕

自然が創り出した芸術

越辺川支流の三滝川に落ちる上下二段の男滝、女滝と、下流にある天狗滝の三つを総称して、黒山三滝といわれています。

この場所は、室町時代に山岳宗教修験道の拠点として開かれ、広く信仰を集めてきました。

春の新緑、夏の清涼、秋の紅葉、冬の氷瀑と、四季ごとに変わる美しい表情は、訪れる人を飽きさせることがありません。

毎年7月の第1日曜日には、黒山三滝で滝開きの行事が行われます。式典では、山伏や巫女・天狗の装束に身を包んだ人びとによる滝清めや滝打たれの儀などが厳かに執り行われます。越生に夏の訪れを告げる風物詩です。



黒山三滝

関東一の巨樹

上谷の山入集落を訪れると、突如として眼前に現れるこの巨樹は、地元の人々から「上谷の大クス」と呼ばれています。

その威容は、幹周り15m、高さ27m、樹齢は1000年以上にもなります。枝ぶりも見事で、間近で見るとその大きさと迫りに圧倒されてしまいます。

昭和63年度に環境省が行った「緑の国勢調査」では、全国16位、関東第1位の巨木に認定されました。

暖かい西日本に多く自生するクスノキが、関東の山間部でこのような大木に生長するのは、極めてまれな例であると言われています。

近年ではパワースポットとしても有名で、多くの人々がこの場所を訪れています。



上谷の大クス

越生町 名所めぐり



越生梅林

関東屈指の梅林

越生町津久根・小杉・堂山を中心とする一帯には、約2万本の梅の木が植えられています。開花時期には、さながら雲海のように梅の花が咲き誇り、ほのかな芳香が辺りを包み込みます。

越生といえば梅林というほど越生梅林の知名度は高く、関東三大梅林の一つに数えられています。

越生の梅は、南北朝時代に、九州の太宰府から小杉天満宮（現・梅園神社）を分祀した際、菅原道真にちなんで植えられたことが起源とされています。

毎年梅の花の見頃となる2月中旬から3月下旬まで「梅まつり」が開催されます。開催期間中の土・日曜日には、お囃子や獅子舞など数多くのイベントが催されます。毎年ひと足早く春の訪れを感じようと、多くの観梅客で賑わいます。

戦士たちが静かに眠る場所

大観山の頂に建てられた戦没者慰霊塔で、第二次世界大戦による本邦の戦死者の遺骨が納められ、世界各国の英霊が祀られています。

昭和24年、越生町選出の埼玉県議会議員・長谷部秀邦氏を先達に、挙町態勢で霊廟建設運動が起こりました。

昭和26年3月には衆参両院で、提出した懇願が採択され、翌27年に着工、30年に竣工しました。

毎年5月には、恒久平和を願って「世界無名戦士之墓慰霊大祭並びに越生町戦没者追悼式」が行われます。

外秩父山地を背景に関東平野を臨む大観山は、その名にふさわしい眺望地で、晴れた日には正面に東京スカイツリーが望め、都心の高層ビル群、筑波山までも見渡すことができます。



世界無名戦士之墓

600年以上の歴史を持つ名刹

草創は平安時代と伝えられ、永享2（1430）年に、室町幕府の第6代将軍足利義教が関東管領上杉持朝に命じ、無極慧撤を招いて復興したのが開基とされます。文明4（1472）年に太田道真・道灌父子が兵火にかかり荒廃していた伽藍を再建し、以後曹洞宗の大寺院に発展しました。

慶長17（1612）年、江戸幕府による「曹洞宗法度」の制定で、下総総寧寺（千葉県市川市）、下野大中正寺（栃木県栃木市）とともに「関三刹（関三箇寺）」に任せられ、大本山永平寺の住職も三箇寺から交代で選任されるなど、全国約15,000の曹洞宗寺院を管理する役目を務めました。

境内の歴代住職墓地には、太田道真・道灌父子の墓もあります。



龍穩寺



山吹の里歴史公園

鷹狩りの途中、にわか雨に遭った若き日の太田道灌は、蓑を借りに貧しい民家を訪ねました。すると、出てきた少女は何も言わずに一枝の山吹を差し出しました。少女の謎が解けなかった道灌は、「蓑がない」悲しさを「七重八重 花は咲けども 山吹の 実の一つだに 無きぞかなしき」という古歌に託した少女の想いをのちに知りました。自分を恥じた道灌は歌道を志し、文武両道の名将になったという逸話の故知と伝えられているのが、山吹の里歴史公園です。

この公園は、山吹の名所として知られており、4月から5月にかけて、風にゆれる黄金色の花が、園内の水車小屋とあいまって風流な趣を醸し出します。

全国初のハイキングのまち宣言

関東平野と外秩父山地の接点に位置する越生町。町のほぼ中央を越辺川が流れ、流域には里山の風景が残り、町土の約7割を山地が占めています。こうした山地に一步踏み込めば、四方八方に山道が張り巡らされています。

こうした環境と地理的な特長を活かして、越生町は平成28年4月29日に全国初となる「ハイキングのまち」を宣言しました。

街中から山の中まで、数多くのハイキングコースが設定されており、四季折々の花や山からの眺望スポット、町内に点在する歴史文化遺産、観光名所を巡りながら自分に合ったスタイルでハイキングを楽しむことができます。



ハイキングコース



鈴木金兵衛の札所巡拝碑

現代によみがえった「写し霊場」

鈴木金兵衛は、天明元（1781）年に越生郷黒岩村で生まれた江戸日本橋の商人で、古帳類買入所、今日でいう古紙回収業を営んでいました。家業にちなんで古帳庵（ふるちょうあん・こちょうあん）の号で俳句をたしなみ、諸国を行脚して各地に句碑をのこしました。

故郷の五大尊を深く崇敬していた金兵衛は、五大尊境内に四国八十八ヶ所霊場と、西国・坂東・秩父百観音霊場の「写し霊場」を造ることを計画し、石碑（巡拝碑）の造立に着手しましたが、完成に至らず、五大尊境内には、計104基の巡拝碑が順不同の状態で見えています。

そこで、平成27年度、不足する84基を新たに造り、既存の碑と合わせて順に巡ることができるように、札所番と寺院名を刻んだ標柱を横に設置しました。現在、4つの札所、188基の巡拝碑を巡るコースが整備されています。

救急・休日・夜間診療

休日在宅当番医
在宅当番医は、医院が休診日となる祝日や年末年始において、比較的軽い症状の患者の診察を行う当番医制度です。診療時間は午前9時から正午までです。各休日における当番医等、詳しくは、各月の「広報おごせ」でご確認ください。※このほか、埼玉医科大学病院では、時間外外来が夜間、休日、祝日を問わず救急患者を受け入れています。
TEL : 276-1199

埼玉県救急医療機関案内（※小児・大人に対応）
TEL #7000（またはTEL : 048-824-4199）
緊急に医療機関の受診が必要なとき、受診可能な医療機関を24時間体制で案内します。（歯科、口腔外科、精神科除く）

埼玉県小児救急電話相談
TEL #8000（またはTEL : 048-833-7911）

相談日	毎日
受付時間	月～土曜日 午後7時～翌朝午前7時 日曜・祝日・年末年始 午前7時～翌朝午前7時
内容	子どもの急病時（発熱、下痢、おう吐など）やけがの際、家庭での対処法や受診の必要性についての助言が受けられます。

埼玉県大人の救急電話相談
TEL #7000（またはTEL : 048-824-4199）

相談日	毎日
受付時間	午後6時30分～午後10時30分 （日曜・祝日・年末年始・ゴールデンウィークは午前9時～午後10時30分）
内容	休日や夜間の大人の急な病気やけがの際、家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が相談に応じます。

（公財）日本中毒センター
・大阪中毒110番 TEL : 072-727-2499（24時間）
・つくば中毒110番 TEL : 029-852-9999（午前9時～午後9時）

相談日	毎日
内容	化学物質や医薬品、動植物の毒などによって急性中毒を起こした場合に、相談や情報提供などを行います。 注：状況によっては、すぐに119番（消防署）へ連絡

防災

■ **防災行政無線テレホンサービス** TEL : 0800-800-8099
防災行政無線で放送した内容（定時放送を除く）が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます。
■ **越生町メール配信サービス**
町では、防災情報等の伝達手段として、携帯電話やパソコンへの電子メールによる情報配信サービスを行っています。サービスを受信するには事前登録が必要になります。メールアドレス ogose@entry.mail-dpt.jp（右記二次元コードでも読みとれます）へ空メールを送信し、返信メールの案内により登録してください。



詳しいご案内はこちら <https://mail.cous.jp/ogose/>

避難所・避難場所

■ 避難所

	施設名	所在地	地図座標
1	中央公民館	大字越生917	1 図 A-3
2	やまぶき公民館	越生東3-5-2	1 図 D-5
3	地域交流センター	上野東5-300-2	2 図 E-2
4	武蔵越生高等学校	上野東1-3-10	2 図 E-4
5	ゆうパークおごせ	大字上野3083-1	3 図 B-5
6	県立越生高等学校	大字西和田600	4 図 C-4
7	梅園小学校	大字小杉547	5 図 E-5

※ゆうパークおごせは、福祉避難所を兼ねています。

■ 避難場所

	施設名	所在地	地図座標
1	稲荷児童公園	越生東1-8	1 図 D-4
2	神明児童公園	越生東3-5-1	1 図 D-5
3	五領児童公園	越生東5-8-1	2 図 C-2
4	川原田児童公園	上野東4-20-1	2 図 D-1
5	武蔵越生高等学校	上野東1-3-10	2 図 E-4
6	ゆうパークおごせ	大字上野3083-1	3 図 B-5
7	県立越生高等学校	大字西和田600	4 図 C-4
8	梅園小学校	大字小杉547	5 図 E-5
9	上谷農村公園	大字上谷17-1	5 図 E-4
10	大満農村広場	大字大満257	6 図 D-2

※大満農村広場は、土砂災害に対応していないため、ご注意ください。

どうしたらいいの？ そんなときに活用しよう

目的別 ライフインデックス

結婚

- 婚姻届 14P
- 国民健康保険 18P
- 国民年金 19P



住まい・生活

- 避難所・避難場所 10P
- 上水道 27P
- ごみ 27P
- 生活排水処理 28P
- 犬を飼うとき 28P

引っ越し

- 戸籍 14P
- 住所の変更 14P
- 印鑑登録 15P
- 各種証明 15P
- 国民健康保険 18P
- 国民年金 19P
- 上水道 27P
- 小・中学校 29P



出産・子育て

- **妊娠・出産**
出生届 14P
母子保健 24P
- **子育て**
児童福祉 25・26P
保育園 25P
幼稚園 26P
- **教育**
小・中学校 29P

成人・就職

- 印鑑登録 15P
- 町税 16・17P
- 国民健康保険 18P
- 国民年金 19P

安心・豊かで健康な生活

- 国民年金 19P
- 健康づくり健（検）診 20P
- 高齢者福祉 21・22P
- 介護保険 23P
- 生涯学習 29・30P



お悔やみ

- 死亡届 14P



■ 越生町役場	所在地 〒350-0494 越生町大字越生900番地2 地図座標 1図B-3 TEL 049-292-3121 (代表) FAX 049-292-5400 URL http://www.town.ogose.saitama.jp/
■ 越生町中央公民館 (学務課・生涯学習課)	所在地 〒350-0416 越生町大字越生917番地 地図座標 1図A-3 TEL 049-292-3223 (代表) FAX 049-292-5110
■ 越生町保健センター	所在地 〒350-0416 越生町大字越生917番地 地図座標 1図A-4 TEL 049-292-5505 FAX 049-292-5623
■ 越生町浄水場 (水道課)	所在地 〒350-0423 越生町大字大満629 地図座標 6図D-1 TEL 049-292-3002 FAX 049-292-6044

主な施設の業務時間

施設名	業務取扱時間等	休業・休館日
越生町役場	午前8時30分～午後5時15分	土・日曜日、祝日、年末年始
越生町保健センター		
越生町浄水場		
町立図書館	午前9時30分～午後5時30分	月曜日、祝日、年末年始
越生町中央公民館	午前8時30分～午後9時	年末年始
やまぶき公民館		
梅園コミュニティ館		

※臨時に休業・休館させていただくことがありますので、『広報おごせ』または町ホームページでご確認ください。

土曜開庁を実施しています

行政サービスの向上を図るため、役場の土曜開庁を実施しています（祝日を除く）。業務内容が限られていますので、ご注意ください。

■ **開庁時間** 午前8時30分～正午

■ **取扱業務** ※詳しい業務内容については、各担当へお問い合わせください。

町民課	住民担当	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍・除籍（謄本・抄本）、戸籍の附票、身分証明書、印鑑登録・印鑑登録証明書の交付事務など ※他市町村等との連携が必要な手続きは受付できない場合があります。
	国保年金担当	国民健康保険資格異動届、保険証の再交付（後期高齢者医療関係は不可）、国民健康保険・後期高齢者医療保険の療養費・高額療養費等の支給申請、国保保養所利用申請、人間ドック・脳ドック補助申請、国民年金各種免除申請、後期高齢者医療保険料の納付
健康福祉課	福祉担当	重度心身障害者医療費請求、重度心身障害者自動車等燃料費補助金請求など
	高齢者介護担当	高齢者在宅福祉サービス申請、要介護認定などの各種申請、介護保険料の納付
子育て支援課	子ども担当	こどもの医療費申請、ひとり親家庭等医療費申請など
税務課	課税担当	所得証明書・住民税決定証明書（課税証明書）・非課税証明書の交付、評価証明書・公課証明書の交付、土地・家屋台帳閲覧、名寄帳閲覧・写しの交付、原動機付自転車等の新規登録および廃車
	収税担当	町税・国民健康保険税の納付および納税相談、納税証明書の交付

各課の主な業務の案内

課名	業務
総務課	職員の給与・人事、選挙、庁舎管理、町有バスの利用許可、国際交流、条例、情報公開・個人情報保護、行政区、人権、広聴・広報、消防・防災、防犯、交通安全、男女共同参画、区長会、法律相談に関する事など
企画財政課	町総合計画、行財政改革、交通政策、情報政策、統計調査、企業誘致、地域づくり、財政、予算に関する事など
税務課	町県民税・法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の賦課徴収、原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の交付・返納に関する事など
町民課	戸籍、住民基本台帳、マイナンバー、印鑑登録、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、交通災害共済、仮ナンバーに関する事など
健康福祉課	高齢者福祉、介護保険、障がい者福祉、生活保護、民生委員・児童委員に関する事など
保健センター	成人保健、母子保健、予防接種、精神保健に関する事など
地域包括支援センター	介護予防、高齢者の包括支援に関する事など
子育て支援課	児童福祉、児童手当、（特別）児童扶養手当、こどもの医療費、出生祝金、保育施設、学童保育に関する事など
越生保育園	保育所の業務に関する事
産業観光課	商工業振興、農林業振興、観光、消費者相談、農業集落排水、有害鳥獣に関する事など
まちづくり整備課	道路、橋りょう、都市計画、町営住宅、防犯灯・街路灯、一般廃棄物の処理、犬の登録、浄化槽、墓地に関する事など
会計課	会計書類の確認・審査、現金の出納管理、埼玉県収入証紙の販売など
学務課	学校教育、児童・生徒の就学、人権教育に関する事など
生涯学習課	社会教育、スポーツ振興、文化財保護・郷土史、公民館・体育施設の管理に関する事など
町立図書館	図書・雑誌・視聴覚資料の利用に関する事。学習や調べものへの協力。
水道課	水道料金、水道の開始・休止、水道施設の整備および管理に関する事など
議会事務局	町議会の全般にわたる事務、誓願や陳情の受付など
監査委員会事務局	町の財務に関する事務の執行および経営にかかわる事業の管理の監査事務など
選挙管理委員会事務局	各種公職選挙、選挙人名簿の調製および管理など
農業委員会事務局	農地の売買・貸借、農地の転用、農地改良、農家証明、農業者年金に関する事など

※本誌に掲載している窓口、組織等の名称、制度や事業の内容は、平成28年12月1日現在のものです。発行後、掲載情報に変更がある場合もありますので、ご了承ください。

※内容の詳細については、各担当課へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

※制度の変更等については、町の広報紙『広報おごせ』や町ホームページでお知らせします。



戸籍の届出 ▶ 町民課

種類	届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母	出生地または本籍地、住所地	①出生証明書 ②母子健康手帳 ③届出人の印鑑 ④親の保険証および通帳（子ども医療費の手続きのため）
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡届の届出人欄に記載されている人	死亡者の本籍地、死亡地または届出人の所在地	①死亡診断書 ②届出人の印鑑
婚姻届	届出が受理された日から効力が発生	夫になる人・妻になる人	夫になる人か妻になる人の本籍地または所在地	①本籍地以外に届け出をする場合は戸籍全部事項証明書（謄本） ②届出人の印鑑 ③20歳以上の証人2名の署名押印 ④未成年者の場合は両親の同意書 ⑤窓口に来る方の本人確認書類
離婚届	届出が受理された日から効力が発生 裁判離婚の場合は確定日から10日以内	夫・妻 裁判離婚の場合は申立人	夫婦の本籍地または所在地	①本籍地以外に届け出をする場合は戸籍全部事項証明書（謄本） ②夫と妻の別々の印鑑 ③協議離婚の場合は20歳以上の証人2名の署名押印 ④窓口に来る方の本人確認書類
転籍届	届出が受理された日から効力が発生	戸籍の筆頭者および配偶者	届出人の本籍地または所在地、あるいは転籍地	①戸籍全部事項証明書（謄本） ※同一市区町村内の転籍の場合は省略可能 ②届出人の印鑑（筆頭者と配偶者別々のもの） ③窓口に来る方の本人確認書類

※このほかに、養子縁組届・養子離縁届・認知届・入籍届・死産届等があります。

住民異動に関する届出 ▶ 町民課

住民登録（中長期在留者を含む）は、住所や家族構成などの居住関係を証明するもので、就学・選挙・国民健康保険などの町民生活の基礎となるものです。住所や世帯が変わるときは、町民課へ届けてください。

なお、上記のほか、介護保険・子ども医療・児童手当・小中学校・上下水道などの手続きも必要です。

種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届（町外から引っ越してきたとき）	転入した日から14日以内	①印鑑 ②転出証明書 ③個人番号カードまたは通知カード ④住民基本台帳カード
転出届（町外へ引っ越すとき）	引っ越しが決まって住所を定める前または定めてから14日以内	①印鑑 ②国民健康保険被保険者証 ③後期高齢者医療被保険者証 ④子ども医療費受給者証
転居届（町内で引っ越したとき）	転居した日から14日以内	①印鑑 ②国民健康保険被保険者証 ③後期高齢者医療被保険者証 ④子ども医療費受給者証 ⑤個人番号カードまたは通知カード ⑥住民基本台帳カード
世帯変更届（世帯の構成または世帯主に変更があった場合）	変更のあった日から14日以内	①印鑑 ②国民健康保険被保険者証

※届出人は、本人または同一世帯の人となります。代理人が届け出をする場合は、代理人選任届（委任状）が必要です。

※本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードまたは住民基本台帳カード（顔写真付）等）を提示してください。

印鑑登録 ▶ 町民課

●印鑑登録できる人

成年被後見人を除く満15歳以上の越生町に住民登録をしている方

●印鑑登録申請

本人が窓口で申請を行ってください。登録ができると印鑑登録証（カード）を交付します。代理人の申請の場合または本人申請であっても、写真付身分証明書がない場合は、担当へお問い合わせください。なお、登録まで日数がかかります。

●登録に必要なもの

- ①登録する印鑑（8ミリメートルから25ミリメートルの正方形に収まるもので、縁が欠けていないもの）
- ②本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カードまたは住民基本台帳カード（顔写真付）等）
- ③登録手数料 200円

証明手数料 ▶ 町民課

戸籍謄抄本、住民票の写しなどを請求する際に、本人確認を行っています。

本人確認をする書類：運転免許証、パスポート、個人番号カードまたは住民基本台帳カード（顔写真付）等官公署が発行した顔写真付きの本人であることが確認できる書類を原則とします。なお、健康保険証、介護保険証、年金手帳、生活保護受給者証などの場合は、いずれか複数の提示が必要です。

種類	手数料	内容	注意事項
戸籍全部事項証明書（謄本）	450円	戸籍に記載されている全員を写したもの	<ul style="list-style-type: none"> • 戸籍に記載されている人、またはその配偶者および直系親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要 • 越生町に本籍がない場合は、交付できない
戸籍個人事項証明書（抄本）	450円	戸籍に記載されている個人を写したもの	
除籍全部事項証明書（謄本）	750円	除籍に記載されている全員を写したもの	
除籍個人事項証明書（抄本）	750円	除籍に記載されている個人を写したもの	
原戸籍謄本・抄本	750円	原戸籍に記載されている全員または個人を写したもの	<ul style="list-style-type: none"> • 届出人以外は委任状が必要 • 受理した市区町村でないと交付できない
附票全部事項証明書（謄本）	300円	住民異動の記録を写したもの（全員）	
附票個人事項証明書（抄本）	200円	住民異動の記録を写したもの（個人）	<ul style="list-style-type: none"> • 本人以外は委任状が必要 • 越生町に本籍がない場合は、交付できない
戸籍届出受理証明書	350円	戸籍に関する届出が受理されたことを証明するもの	
身分証明書	200円	禁治産者、準禁治産者、破産の宣告および後見登記の有無について証明したもの	<ul style="list-style-type: none"> • 同一世帯でない場合は、委任状が必要
住民票の写し	個人：200円 世帯全員：300円	住所、氏名など住民票に記載されていることを証明したもの	
住民票記載事項証明書	200円	住所、氏名など住民票に記載された内容と相違ないことを証明したもの	—
印鑑登録証明書	200円	印鑑が登録してあるものであることの証明	• 印鑑登録証（カード）が必要

パスポート申請 ▶ 坂戸パスポートセンター

越生町にお住まいの方は、坂戸市役所でパスポートの申請と受け取りができます。原則、坂戸パスポートセンターで取り扱いますが、坂戸市役所での申請が難しい場合は、県パスポートセンターの各窓口（大宮、川越、熊谷、春日部、所沢）にお問い合わせください。

坂戸パスポートセンター 坂戸市千代田1-1-1坂戸市役所1階 市民課内 TEL：049-283-1331



税金 ▶ 税務課

● 町民税

- 1月1日（賦課期日）現在、越生町に居住し、前年1月から12月までに一定額以上の所得があった方に課税されます。今年の所得がなくても前年に所得があれば納めていただくことになります。
- 町内に住所を有さないが、町内に事務所または家屋敷を有する方にも課税されます。
- 申告の必要な方
1月1日現在越生町に住所があり、前年の1月から12月までの間に所得のあった方。

● 法人町民税

町内に事務所、事業所がある法人等に課税されます。それぞれの法人等が定める事業年度終了後、原則として2か月以内に申告し、納税することになります。

● 固定資産税

毎年1月1日（賦課期日）現在、越生町内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

● 軽自動車税

4月1日（賦課期日）現在、原動機付自転車、自動二輪車、小型特殊自動車、軽自動車等を所有している方に課税されます。該当する車両を取得したときは15日以内に、廃車をしたときは30日以内に申告してください。

● 国民健康保険税（町民課）

国民健康保険に加入した月から、国民健康保険税が課税されます。転入や転出、職場の健康保険に加入した等、異動があった場合は14日以内に必ず届け出をしてください。

● 税金の納め方

- 越生町役場内 指定金融機関派出所
- コンビニエンスストア
- 取扱金融機関（次の金融機関の本・支店での取り扱いです）

■ 取扱金融機関

- みずほ銀行
- 三井住友銀行
- 武蔵野銀行
- 東和銀行
- いるま野農業協同組合
- 埼玉りそな銀行
- りそな銀行
- 飯能信用金庫
- 埼玉信用金庫
- 中央労働金庫
- 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県および山梨県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

■ 口座振替

上記の金融機関（みずほ銀行、三井住友銀行、武蔵野銀行、東和銀行を除く）で取り扱っています。

手続きは、町指定の口座振替申込依頼書、納税通知書、預貯金通帳、通帳の届出印をご持参のうえ、該当の金融機関へ直接お申込みください。

※詳細は、税務課までお問い合わせください。



● 町税の納期

納期限	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	全期									
固定資産税	1期		2期		3期		4期			
町民税		1期		2期		3期		4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※納期限日は各納付月の末日（12月は25日）になります。

納期限日が土曜日、日曜日および祝日の場合は、その翌営業日になります。

● 町税に関する各種証明書の種類と手数料

	名称等	内容	手数料	委任状
町民税	住民税決定証明書（課税証明書）	所得額、課税額、控除額、扶養人数	1通 200円	要
	非課税証明書	住民税が非課税であることの証明	1通 200円	要
	所得証明書	所得額、控除額、扶養人数	1通 200円	要
固定資産税	評価証明書	所有者、所在地、評価額等	1通 200円（6筆まで）	要
	公課証明書	所有者、所在地、税額等	1通 200円（6筆まで）	要
	所有証明書	所有者、所在地等	1通 200円（6筆まで）	要
	名寄帳	固定資産課税台帳（名寄帳）の写し	閲覧 200円 写し1枚 20円	要
	住宅用家屋証明書	家屋の所有者、所在地、新築日等	1通 1,300円	不要
納税証明書	町民税	税額、納付済額等	1通 200円	要
	法人町民税	税額、納付済額等	1通 200円	要
	固定資産税	税額、納付済額等	1通 200円	要
	国民健康保険税	税額、納付済額等	1通 200円	要
	軽自動車税	継続検査用（車検用）	無料	不要
事業所	営業証明書	営業していることの証明	1通 200円	要
閲覧	土地・家屋台帳閲覧	土地：所有者、所在地、地目、地積等 家屋：所有者、所在地、床面積、種類等	5筆まで 200円 追加1筆ごと 30円	不要

・委任状欄が「要」のものは、納税義務者ご本人に代わって申請する場合、本人からの委任状あるいは代理人選任届が必要です。（同居の親族除く）

・児童手当用の所得証明書につきましては、「住民税決定証明書」をご利用ください。



国民健康保険の手続き ▶ 町民課

●国民健康保険に加入する方

職場の社会保険や後期高齢者医療制度の加入者と生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険に加入します。

- 自営業者
- パートやアルバイトなどで社会保険に加入していない方
- 農林業従事者
- 退職して社会保険をやめた方

●国民健康保険の届出

国民健康保険に加入するとき、職場の社会保険に加入したときには、役場に届出が必要です。届出は必ず14日以内に行わなければなりません。加入するときの届出が遅れると、加入資格を得た月までさかのぼって国民健康保険税を納めることになります。

やめるときの届出が遅れると、国民健康保険証が手元にあるため、国民健康保険証で医療を受けてしまう方がいます。この場合、国民健康保険が負担した医療費は、後で返していただくことになります。

区分	こんなとき	必要なもの
加入	転入してきたとき	印鑑、転出証明書、本人確認書類、個人番号
	職場の社会保険をやめたとき	印鑑、社会保険をやめた証明書、本人確認書類、個人番号
	職場の社会保険の被扶養者を外れたとき	印鑑、被扶養者から外れた証明書、本人確認書類、個人番号
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳、本人確認書類、個人番号
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止決定通知書、本人確認書類、個人番号
やめるとき	転出するとき	印鑑、国民健康保険証、本人確認書類、個人番号
	職場の社会保険に加入したとき	印鑑、社会保険証、国民健康保険証、本人確認書類、個人番号
	職場の社会保険の被扶養者になったとき	印鑑、社会保険証、国民健康保険証、本人確認書類、個人番号
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、死亡を証明するもの、会葬礼状等
	生活保護を受けるとき	印鑑、生活保護決定通知書、国民健康保険証、本人確認書類、個人番号

その他	保険証をなくしたとき	印鑑、本人確認書類、個人番号
	修学のため、子供が転出したとき	印鑑、国民健康保険証、在学証明書（学生証）、本人確認書類、個人番号

●国民健康保険で受けられる給付

区分	支給額	内容
高額療養費	自己負担限度額を超えた分	1か月の医療費の支払いが高額になったとき、自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給します。
療養費	自己負担相当額を超えた分	医師の指示で治療用補装具代を全額支払ったときは、後日申請すれば、審査後に自己負担相当額を超えた額を支給します。
出産育児一時金	42万円	加入者が出産した時に支給します。
葬祭費	5万円	加入者が死亡したとき、葬祭を行った方に支給します。
人間ドック・脳ドック	年度内1人1回 費用額の2/3 限度額2万5千円	30歳以上の加入者で、人間ドックまたは脳ドック受診者に対し検診費用の一部を助成します。希望される方は申請が必要です。

●国民健康保険税

前年所得に応じて、世帯主に対し課税します。計算方法などの詳細は町民課までお問い合わせください。

●特定健康診査・後期高齢者健康診査

対象者	40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者（年度内1人1回）
自己負担額	500円
受診会場	保健センターまたは指定医療機関
申し込み	保健センターまたは町民課まで

●保養施設の利用助成

	越生町・国保連合会 契約施設	越生町海の家 契約施設
対象施設	全国の約300施設	新潟県寺泊観光協会の施設
申請要件	越生町に住所がある方 町税・国民健康保険税を完納している世帯の方	
申請場所	町民課窓口	
申請方法	保養施設を予約してから、宿泊日の3日前までに町に申請する	
利用期間	4月から翌年3月	6月から8月
助成額	大人2,000円 子ども1,000円	大人2,000円 子ども1,500円
利用限度	年度内1人1泊	年度内1人1泊
助成方法	申請時に利用券をお渡ししますので、施設に提出してください。助成額を差し引いた金額をお支払いいただきます。	

国民年金について ▶ 町民課

●国民年金

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全員が加入します。加入者（被保険者）の種別は、職業などによって次のとおりとなっています。

種別	対象者（保険料）
第1号被保険者	自営業者、農林業従事者、学生など 納付書（口座振替等）により、金融機関等で納付します。
第2号被保険者	会社員、公務員など厚生年金に加入している方 国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれるので個別に納付する必要はありません。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者 国民年金保険料は、配偶者が加入する年金制度が負担するので個別に納付する必要はありません。

●国民年金の届出

20歳到達、就職・転職・退職、結婚・離婚などのときは、14日以内に必ず届出をしてください。

届出が必要な主な事由	必要なもの
20歳になったとき (厚生年金加入者は除く)	●印鑑
会社を退職したとき	●印鑑・年金手帳・退職票・退職証明書等
厚生年金に加入の配偶者の扶養から外れたとき	●印鑑・年金手帳 ●資格喪失連絡票（扶養認定喪失日の確認できるもの）
免除等・学生納付特例の申請をしたいとき	●印鑑・年金手帳 ●学生証または在学証明書の写し（学生納付特例のみ）
60歳以上で任意加入したいとき	●印鑑・年金手帳・通帳 *配偶者の年金手帳や戸籍抄本が必要になる場合があります

●国民年金の届出

種類	事由
老齢基礎年金	65歳になったとき
障害基礎年金	不慮の事故や病気で、障がい者になったとき
遺族基礎年金	配偶者が死亡し、母子家庭や父子家庭になったり、子が遺児になったとき
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格をもった夫が年金を受けずに死亡し、その妻が60歳になったとき
死亡一時金	3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡したとき

※年金は、受給資格を満たしている必要があります。





健康づくり ▶ 保健センター

●健康手帳の交付

健康診査の記録や健康の保持のために必要な事項を記載し、自己の健康管理と適切な医療の確保に役立たせることを目的に交付しています。

交付：40歳以上の方

●健康相談

こころとからだの健康相談、栄養相談など保健師や管理栄養士が相談に応じます。栄養相談は予約制です。

●健康づくり健（検）診

健（検）診を受け、ご自身の健康管理に役立ててください。

健（検）診	対象	内容
特定健康診査	詳しくは国民健康保険・年金のページへ	
胃がん検診	30歳以上の方	胃部X線検査
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	内診、 子宮頸部の細胞診
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	視触診、 マンモグラフィ
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査 (PSA検査)
骨粗しょう症検診	40、45、50、55、 60、65、70歳の女性	X線による 前腕骨の骨塩量測定
歯周病検診	40、50、60、70歳の 方	歯科診察、 ブラッシング指導
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査免疫法
胸部検診	40歳以上の方	胸部X線撮影 必要に応じて喀痰細胞診
肝炎ウイルス検診	40歳以上で今までに 受けたことがない方	血液検査 (B型、C型 肝炎ウイルス検査)

●健康長寿プロジェクト

生活習慣改善のためのきっかけづくりができるような運動や栄養に関する講座などの提供をします。

- 健康長寿講座 (栄養・運動・こころの健康など)
- 毎日一万歩運動、プラス1000歩運動
- バランスアップ食事運動教室
- 健康づくりマイレージ事業

●家庭訪問

健康づくりや検診結果のお話など、保健師が家庭訪問し相談に応じます。

●高齢者の予防接種

予防接種の種類	対象	回数
高齢者インフルエンザ	接種日当日65歳以上の方など	実施期間内に1回接種
高齢者肺炎球菌 (定期)	該当年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方など	1回 ※既に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外
高齢者肺炎球菌 (任意)	定期接種対象者以外の66歳以上の方	

※各予防接種の対象には、その他要件があります。保健センターへお問い合わせください。

●健康づくり協力員活動

地域の健康づくりを進めるリーダーとして各地区から選出され、保健センターとともに町民の皆さんの健康を支えるために活動をしています。

●献血

献血は身近なボランティアです。ご協力をお願いします。日程は広報などでお知らせします。

●骨髄移植ドナー助成事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した方で、他の助成金等の交付を受けていない方が対象です。骨髄等の提供にかかる通院または入院の日数1日につき2万円、1回の骨髄移植等の提供につき14万円 (7日) を限度として助成します。

●ソーシャルクラブ

こころの病気で治療中の方が自立と社会参加をはかるための、グループ活動を実施しています。

●家族のつどい

こころの病気をお持ちの方の家族が交流をはかる場所を提供しています。

高齢者の総合相談・支援 ▶ 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、地域で暮らすみなさんをさまざまな面から総合的に支えるため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種がチームとなり、各専門職と連携を取りながら高齢者のみなさんの支援を行っています。

1 なんでもご相談ください!

生活の中で困っていることや心配なことがあったら、何でもご相談ください。

2 いつまでも元気で過ごせるようサービスを提供します!

●一般介護予防事業

■元気がいき体操教室

高齢者の方がいつまでも元気で暮らせるよう運動や栄養などの教室を実施しています。

■運動サポーター養成講座

地域で介護予防に取り組める運動サポーターの養成をしています。体操教室や地域サロンなどで体操を指導しています。

■運動サポーターフォローアップ研修

運動サポーター養成講座を修了した運動サポーターを対象に、サポーターとしての心構えや運動メニューなどの復習ができる機会を設けています。

■リフレッシュ体操教室

運動サポーターが中心に実施している体操教室で、ボール体操やエンカサイズ、自宅にあるものを使った運動を行います。

■高齢者訪問

ひとり暮らしの高齢者などの訪問を実施しています。日常生活の様子についてお話を聞きながら健康相談に応じます。

●任意事業

■認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい理解と、認知症の方へのよりよい接し方を多くの人に知ってもらうため、認知症サポーター養成講座を開催しています。

■介護者家族のつどい

介護者の家族の皆さんを対象に、介護者の家族の皆さん同士の交流や情報交換の場として実施しています。

3 自立できるように支援します!

●総合事業：いきいき元気体操教室 (通所型サービスC)

状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

基本チェックリスト該当者を対象に運動、栄養、口腔の分野を複合的に実施する体操教室です。

●介護予防支援

要支援1・2と判定された方に、介護予防ケアプランを作成し、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。

4 みなさんの権利を守ります!

■成年後見制度

頼れる家族がおらず、お金の管理や契約などに不安があるときや判断することが難しくなったときに利用できる制度です。

■消費者被害

悪質な詐欺商法や消費者金融といった被害から高齢者の皆さんを守るよう支援します。

■高齢者虐待

虐待の早期発見や把握に努め対応します。

5 さまざまな方面からみなさんを支えます!

地域包括支援センターから支援の輪を広げられるよう、他機関との連携やネットワークづくりをしています。

■認知症高齢者等SOSネットワーク事業

徘徊の恐れのある高齢者の登録をいただき、行方不明になった場合、早期発見に努めるネットワークづくりです。

■要介護者見守り支援ネットワーク事業

協定を締結した事業者のネットワークを通して要介護者およびご家族の支援をします。



高齢者福祉 ▶ 健康福祉課

●給食サービス

心身機能の低下等により調理ができないひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方に、給食を配食します。

●紙おむつの支給

在宅でねたきりの状態にあり、失禁の状態にある方に、紙おむつを支給します。

●寝具の乾燥

在宅のねたきり高齢者等で寝具乾燥等ができない方の寝具乾燥を行います。

●緊急通報装置の貸し出し

ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯を対象に緊急通報装置を貸し出します。家庭内で緊急事態が起こった際、ワンタッチで委託業者へ連絡が可能で、状況によっては委託業者が消防署へ通報します。

●高齢者福祉タクシー利用料金の助成

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方等で、介護保険の要介護認定において、「要介護」または「要支援」と認定された方、または運転免許証を自主返納した方に、福祉タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。

●ねたきり高齢者等介護慰労金の支給

傷病等により常時ねたきりの状態もしくはこれに準ずる状態または重度の認知症により、その状態が6か月以上継続している方を直接介護している方に介護慰労金を支給します。

●在宅介護支援センター

在宅の高齢者でねたきりや認知症の状態にあり介護を必要とする方やそのおそれのある方、またはその家族など各種保健福祉サービスの利用に関する支援を行います。

相談窓口 老人介護支援センター光の丘
TEL: 049-292-5700

●毛呂山越生在宅医療相談室

病院ではなく、医療や看護・介護などのさまざまなサービスを利用して住み慣れた地域で安心して、暮らし続けられるように、本人やその家族等からの医療・療養に関する相談窓口です。

相談窓口 毛呂山越生在宅医療相談室（丸木記念福祉メディカルセンター・薫風園内）TEL: 049-276-1945

●地域包括支援センター

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的な支援を行います。

障がい者福祉 ▶ 健康福祉課

●障害者手帳の交付

■身体障害者手帳

身体（視覚、聴覚・平衡機能、肢体不自由、心臓、じん臓等）に障がいがある方

1級から6級までに区分

■療育手帳

知的に障がいがある方

最重度：①／重度：A／中度：B／軽度：C に区分

■精神障害者保健福祉手帳

統合失調症、うつ病等の精神疾患がある方

1級から3級までに区分

●福祉サービス

■障がい福祉サービス

障がいのある方の障がいの程度や生活状況等を踏まえて、個別に各サービス（居宅介護や短期入所等）が受けられます。

■相談支援事業

障がいのある方や家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助等を行い、障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように支援を行います。

■補装具の支給

失われた身体機能を補完または代替して、日常生活を容易にするために、補装具の購入または修理に要した費用について支給を行います。

■福祉タクシー利用料金助成事業

心身に障がいのある方の社会生活圏を拡大させるために、福祉タクシー利用券（年間36枚）を交付します。タクシー利用券1枚につき、初乗り運賃相当額を助成します。

■重度心身障害者自動車等燃料費補助

障がいのある方の通学、通勤、通院等に利用する自家用車等に使用した燃料費の一部を助成します。

※福祉タクシー利用券との重複利用はできません。

■重度心身障害者医療費助成制度

心身に重度の障がいのある方が、医療機関等で診療を受けたときに支払う医療費の一部負担金（高額療養費、附加給付金、食事療養費等を除く）を助成します。

後期高齢者医療制度 ▶ 町民課

後期高齢者医療制度とは、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にし、公平でわかりやすい制度にすることを目的としてつくられた医療保険制度です。

●被保険者

- 75歳以上の方
- 65～74歳の方で一定の障害にある方
- ※本人の申請により、広域連合の認定を受けた方

上記に該当する方は、それまでに加入していた公的医療保険から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

●資格取得日

埼玉県内の方	→	75歳の誕生日当日から
埼玉県外の方	→	転入した日から
65～74歳の方で一定の障害にある方	→	申請し、認定を受けた日から

●自己負担割合

一般の方	→	1割
現役並み所得者の方	→	3割

●保険料

埼玉県内では同一の基準（所得割額＋均等割額）により保険料額が算定されます。所得割額は、個人の所得から計算しますので、保険料は一人ひとり異なります。

●保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則年金天引きの特別徴収となります。それ以外の方は、納付書にてお納めいただく普通徴収となります。

世帯主課税であった国民健康保険と異なり、後期高齢者医療制度は個人ごとに保険料を納付していただくこととなります。

年額18万円以上の年金の方	→	特別徴収（年金天引き）
それ以外の方	→	普通徴収（納付書払い）

●給付について

高額療養費、補装具の料金補助、限度額適用・標準負担額減額認定証等があります。また、被保険者さまが亡くなられた時は葬祭費の一部（5万円）を支給いたします。

介護保険制度 ▶ 健康福祉課

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を負担することで介護サービスを利用することができます。

●被保険者と保険料

被保険者の種別とそれぞれの保険料等は次のようになっています。

被保険者	サービス利用対象者	保険料	納め方	
第1号被保険者	65歳以上	介護や支援が必要と認定された場合	所得に応じた段階別の保険料	特別徴収（年金から天引き）または普通徴収（納付書・口座振替）
第2号被保険者	40歳以上 65歳未満	介護保険で対象となる病気が原因で介護や支援が必要と認定された場合	加入している医療保険により異なる	医療保険の保険料で医療分、後期高齢者支援分と介護分を合わせて納付

●介護サービスの利用手順

- ①申請 本人または家族等が健康福祉課に申請してください。
- ②調査 調査員がご自宅に訪問し、介護を必要とする方の心身の状態などを調査します。また、町の依頼により、主治医に意見書を作成してもらいます。
- ③審査・認定 介護認定審査会で「要介護度」（介護が必要な度合い）を審査判定し、その結果を被保険者証に記入して本人に通知します。
- ④ケアマネジャー（介護支援専門員） 要介護と認定された方は居宅介護支援事業者に、要支援と認定された方は地域包括支援センターに連絡して担当のケアマネジャーを決めていただきます。
- ⑤ケアプラン（介護サービス計画）作成 本人や家族の意見などを踏まえ、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。
- ⑥介護サービス開始 ケアプランに基づいた介護サービスを受けられます。利用者には受けた介護サービス費用の1割または2割を負担していただきます。

●介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」や65歳以上の高齢者が利用できる「一般介護予防事業」があります。

※詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。



母子保健サービス ▶ 保健センター

● 妊娠届出・母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、妊娠届出をしてください。その際、母子健康手帳・妊婦健康診査助成券を交付し、保健師が相談に応じます。

届出場所：越生町保健センター

持ち物：マイナンバーカード、本人確認ができる書類（本人以外の方が届け出をする場合は委任状）

● 妊婦タクシー料金の助成 (妊婦タクシー利用券の交付)

妊婦がタクシーによる通院等の外出をする際に、交通費の一部を助成します。

● ママパパ教室

妊娠中の栄養についての講義、赤ちゃんのお風呂の入れ方の練習、パパの「妊“夫”疑似体験」などを行います。

● 新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいる、すべてのご家庭に保健師が訪問し、赤ちゃんの身体計測や子育てに関する相談、予防接種の説明などを行います。

● 乳幼児健康診査

子どもの成長・発達や健康状態の確認を行います。詳しい日程については、広報やホームページ等で確認してください。

乳児健康診査：離乳食教室同時実施

1歳6か月児健康診査：歯科検診・歯みがき指導同時実施

3歳児健康診査：歯科検診・歯みがき指導同時実施

● 2歳児歯科教室

2歳児に歯科検診と歯みがき指導を行います。(予約制)

● 育児相談

身長・体重の計測や発達の確認などを行い、保健師が相談に応じます。管理栄養士による相談日もあります。

● こどもの発育相談

小児科医、言語聴覚士、臨床心理士による発育発達相談です。(予約制)

● 予防接種事業

■ 定期予防接種

予防接種の種類	定期対象期間	接種回数
ヒブワクチン		接種開始月齢により回数が異なる
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	
四種混合	生後3か月～7歳6か月未満	第1期初回：3回 第1期追加：1回
麻疹風しん混合	第1期：1歳～2歳未満 第2期：5歳～7歳未満で 小学校就学前の1年間	第1期：1回 第2期：1回
日本脳炎	第1期：生後6か月～7歳6か月未満 (標準的な接種期間は 3歳～7歳6か月未満) 第2期：9歳以上13歳未満	第1期初回：2回 第1期追加：1回 第2期：1回
BCG	1歳未満	1回
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	3回
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満	1回
水痘	1歳～3歳未満	2回
子宮頸がん	小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女子	3回

■ 任意予防接種

予防接種の種類	対象者	接種回数
おたふくかぜ	1回目：1歳～2歳未満 2回目：5歳～7歳未満で 小学校就学前の1年間	1回目：1回 2回目：1回
ロタウイルス	1価：生後6週～24週まで 5価：生後6週～32週まで	1価：2回 5価：3回
こどものインフルエンザ予防接種	対象者：生後6か月～高校3年生に相当する年齢の方 接種期間：毎年10月1日～1月31日まで 助成金額：1回目3,000円まで 2回目2,000円まで	

いろいろな支援制度 ▶ 子育て支援課

● 出生祝金支給事業

出生を祝福するとともに、健やかな成長を祈念し祝金を支給します。

■ 支給額

第1子：10,000円

第2子：30,000円

第3子以降：100,000円

■ 対象者

出生児の父または母等で、子の誕生日において、1年以上越生町の住民基本台帳に記載されている方

● 児童手当支給事業

中学校修了までのこどもを養育している保護者に支給します。

■ 支給時期

年3回、6月、10月、2月に4か月分ずつ支払います。

■ 支給額

3歳未満：月額15,000円

3歳以上小学校修了前：月額10,000円

(第3子以降月額15,000円)

中学生：月額10,000円

※所得制限限度額以上の場合は、特例給付月額5,000円

● こどもの医療費支給事業

こどもの保健の向上と福祉の増進のため、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

■ 対象

保護者の被扶養者である満18歳になる年度末までのこども
※越生町こどもの医療費指定医療機関では、窓口払いなしで受診できます。

● チャイルドシート購入費助成事業

幼児の健全育成支援の一環として、チャイルドシート・ジュニアシートの購入費の一部を助成します。

■ 対象者

6歳未満のこども1人につき2回まで

■ 助成金額

購入価格の1/2（1,000円未満切り捨て）

1台につき10,000円を限度

● ベビーベッド無料貸出事業

ベビーベッドを無料で貸し出します。

■ 対象者

町内に住所を有し、1歳未満の乳児を養育する保護者

■ 利用期間

6か月（出生予定日の2週間前から貸し出します）

1歳の誕生日の前日まで延長可能

● 誕生祝品支給事業

1歳のお誕生日を迎えたこどもに、越生産西川材を使用した手作りの木製玩具を、訪問によりプレゼントします。

こどもを預ける・こどもと遊ぶ ▶ 子育て支援課

● 保育園について

保護者が働いていたり、病気などのため、十分に保育することができないこどもを保護者にかわって保育します。

保育園名	住所	定員	電話	入所年齢
越生保育園 (公立)	越生町越生 1046-4 【1図B-5】	90人	292-2231	満6か月から
山吹保育園 (私立)	越生町如意 98-2 【3図D-2】	70人	292-5684	満4か月から

■ 保育時間

保育短時間認定：午前8時30分～午後4時30分

保育標準時間認定：午前7時30分～午後6時30分

時間外保育（有料）：午後6時30分～午後7時

■ 保育料

保育料は、児童の年齢および世帯の市町村住民税額、保育認定時間により決定します。第3子以降は無料です。

● 一時保育について

保育園	年齢	利用料	給食・おやつ代
越生保育園	3歳児 ～未就学児	1日1,300円	250円
山吹保育園	4か月 ～3歳児未満	1日4,000円 半日2,000円	250円
	3歳以上 ～未就学児	1日2,600円 半日1,300円	

※利用時間は月曜日～金曜日の午前8時30分～午後4時30分

※半日は、午前8時30分～午後0時30分、午後0時30分～午後4時30分

●ファミリーサポート・緊急サポートセンターについて

習い事の送迎等をお願いしたい時、急にこどもを預かってほしい時、地域のサポーター会員が子育てのお手伝いをします。利用するには、会員登録と申請が必要です。

■ファミリーサポート事業

基本時間：700円 /1時間（町補助200円あり）
基本時間外：900円 /1時間（町補助200円あり）

■緊急サポート事業

基本時間：900円 /1時間（町補助300円あり）
基本時間外：1,100円 /1時間（町補助300円あり）
宿泊：10,000円 /1泊（町補助3,000円あり）
※基本時間 8:00～20:00 基本時間外 20:00～8:00

●幼稚園について

学校教育法に基づき、適切な環境の中で幼児を保育します。

幼稚園名	住所	電話	入園受入年齢
越生みどり幼稚園	越生町越生950 【1図A-4】	292-2106	満3歳に達した日から

■保育時間

午前8時45分～午後2時30分（半日保育の時は11時降園）

●学童保育室について

児童の帰宅時、常時不在となってしまう家庭の児童が入室できます。

■対象

小学1年生～小学6年生

■保育時間

児童の放課後から午後6時（時間外保育 午後6時30分）
春、夏、冬休みおよび学校の休業日：午前8時30分～午後6時（時間外保育 午前8時～午後6時30分）

■保育料

1人あたり：月額10,000円 **おやつ代**：月額2,000円

※平成29年4月1日から、新たな保育料の限額制度が創設される予定です。

保育室名	住所	定員	電話
越生学童保育室（公立）	越生町黒岩251 【1図A-2】	50人	292-5077
梅園学童保育室（公立）	越生町小杉553 【5図E-5】	35人	292-8118

※平成28年度は、越生学童保育室（分室）を開設しています。

その他の支援制度 ▶ 子育て支援課

●児童扶養手当について

父母の離婚、死亡などで、父または母と生計を同じくしていないこどもを育てている方や、こどもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。

■手当額

こどもの数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	42,330円	42,320円～9,990円
2人目加算額	10,000円	9,900円～5,000円
3人目以降加算額	6,000円 （1人につき）	5,990円～3,000円 （1人につき）

手当は年3回、4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、12月（8～11月分）にその月の前4か月分を支払います。

●ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の対象者が医療機関等で診療を受けた場合に、保険診療の一部負担金を支給します。

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

●特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害のある20歳未満のこどもを育てている方に手当を支給します。

■手当額

1級（重度障害児）…51,500円
2級（中度障害児）…34,300円

●ウェルカム赤ちゃん事業（不妊治療費用の一部助成）

不妊治療を行っているご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の一部を助成します。

■対象治療および対象者

埼玉県が指定する医療機関において実施された夫婦間における治療で、埼玉県不妊治療費助成事業の助成金の決定を受けている方

■助成金額

助成対象経費から埼玉県不妊治療費助成事業による助成金を控除した額とし、特定不妊治療は10万円を限度、男性不妊治療は5万円を限度とします。

上水道 ▶ 水道課 292-3002（直）

●水道の開始・中止・使用者等変更について

水道を使用開始または使用中止する場合や使用者・所有者を変更する場合は、事前に水道課へ届け出をお願いします。

■水道の使用を開始（開栓）するとき

給水契約申込書を提出してください。

申込書の用紙は、役場町民課と水道課（越生町浄水場）にご用意しています。また、町ホームページからダウンロードもできます。

■水道の使用を中止（閉栓）するとき

水道使用中止願を提出してください。

中止願の用紙は、役場町民課と水道課にご用意しています。また、町ホームページからダウンロードもできます。

■使用者や所有者を変更するとき

水道使用者・所有者変更届を提出してください。

変更届の用紙は、役場町民課と水道課にご用意しています。また、町ホームページからダウンロードもできます。

●水道料金のお支払い方法

■口座振替

お申し込みの預貯金口座から自動的に引き落とされます。振替申込書に必要事項を記入のうえ、通帳とお届け印を持参いただき、下記の取扱金融機関で手続きしてください。

■窓口払い

水道課からお送りする納入通知書で、水道課または役場会計課もしくは下記の取扱金融機関にてお支払いください。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県西部環境保全組合 飯能信用金庫本支店 いるま野農業協同組合本支店 | <ul style="list-style-type: none"> 高倉クリーンセンター 埼玉県信用金庫本支店 ゆうちょ銀行（郵便局） |
|---|---|

●漏水の確認について

止水栓から宅地側は、使用者の維持管理区分となっています。ご家庭内の蛇口を全て閉めても、水道メーター（銀色のパイロット）が回っていると漏水の疑いがあります。定期的な水道メーターの確認をお願いします。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

●水道工事について

ご家庭の水道の修理や増設などをするときは、町の指定給水装置工事業者（指定工事業者）に依頼してください。なお、工事費用はお客様負担となります。指定工事業者の一覧は、町ホームページをご覧ください。

●ごみ処理 ▶ まちづくり整備課

●ごみ、資源を出す時間など

決められた分別方法、袋の種類、曜日を守り収集日当日の朝8時30分までに決められたごみ集積所に出してください。

収集時間は、当日の交通事情や道路工事等の影響により異なります。

※黒い袋、ダンボール箱など中身の見えないもので出されたものは収集できません。

また、会社、商店、飲食店などから出るごみ（事業系廃棄物）は、ごみ集積所には出せません。

●注意事項

●スプレー缶、カセットガス缶は、最後まで使い切り、屋外（風通しのよい、火の気のない所）で穴をあけて、びん・かん類として出してください。

●紙・布類は雨の日には出さないでください。

●特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）、パソコンは収集できません。詳しくは、戸別配布している『ごみと資源の分け方・出し方』をご覧ください。

●ごみ集積所に出せない粗大ごみ

ごみ集積所に出せない粗大ごみは、直接施設に持ち込むか、粗大ごみの戸別収集または直接業者に依頼してください。

※手数料がかかります。

埼玉県西部環境保全組合 高倉クリーンセンター	
持ち込めるもの	燃やせるごみ
所在地	鶴ヶ島市大字高倉593-4
持ち込み時間	月曜日～金曜日（祝日を含む） 午前8時30分～午前11時45分 午後1時00分～午後4時30分
問い合わせ先	TEL：049-271-1500

埼玉県西部環境保全組合 川角リサイクルプラザ	
持ち込めるもの	燃やせないごみ・資源物（紙・布類を除く）
所在地	毛呂山町大字川角1959-1
持ち込み時間	高倉クリーンセンターと同様
問い合わせ先	TEL：049-294-4115

粗大ごみ受付専用電話	
TEL：049-272-3344	
受付時間	午前8時30分～正午 午後1時～午後4時



生活排水処理 ▶ まちづくり整備課

越生町の生活排水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業および合併処理浄化槽設置事業により行っています。

公共下水道事業および農業集落排水事業の区域内にお住まいの方は、早めに接続するをお願いします。

また、公共下水道事業および農業集落排水事業の区域外で、現在、単独処理浄化槽やくみ取り便槽をご使用の方は、合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

●浄化槽の適正な維持管理について

浄化槽を設置されている方は、その機能を十分に発揮させるため、正しく使用し、保守点検と清掃を行い、法定検査を受けましょう。

使い方を誤ったり、適正な維持管理を行わないと、汚水が浄化されないまま放流され、悪臭の発生や河川の水質悪化など、生活環境を悪化させる原因となります。

●トイレのくみ取りと浄化槽清掃の許可業者

事業所名	所在地	電話番号
(有)新東	毛呂山町	049-294-6349
(有)安川商事	毛呂山町	049-294-4411
毛呂山清掃(株)	毛呂山町	049-294-0459
(有)清水設備工業所	鳩山町	049-296-1610

犬の登録 ▶ まちづくり整備課

犬の登録は生後1回、狂犬病予防注射は毎年1回行うことが法律で義務づけられています。

登録されていない犬を飼い始めた場合や生後91日を迎えた子犬は登録を行ってください。

なお、町から交付される「鑑札」は、犬の首輪に付けてください。万一、飼い犬が逃げ出してしまった場合など、「鑑札」により飼い主を特定することができます。

●手数料(1頭当たり)

犬の登録手数料：3,000円

狂犬病予防注射済票の交付手数料：550円

●犬の届出

次のような場合はまちづくり整備課へ届け出をしてください。

- 登録されていた犬が死亡した場合
- 登録されていた犬を他人に譲渡等した場合
- 飼い主の住所、氏名または犬の所在地が変わった場合

各種補助制度 ▶ まちづくり整備課・産業観光課

●集団資源回収事業報償金制度

家庭から出る紙類、生きびん、金属類など再利用再資源化できるものを回収する団体に対して報償金を交付します。

●家庭用生ごみ処理機器購入費補助制度

家庭から排出される生ごみの減量および資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器を購入する方に対して補助金を交付します。

●合併処理浄化槽設置費補助制度

専用住宅の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する方に対して補助金を交付します。

●合併処理浄化槽維持管理費補助制度

専用住宅の合併処理浄化槽を適正に維持管理されている方に対して補助金を交付します。

●住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

クリーンエネルギーの普及を促進し、地球環境への負荷の軽減を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して補助金を交付します。

●越生町イノシシ・ニホンジカ被害防止施設設置費補助制度

イノシシ・ニホンジカによる農作物の被害を防ぐため、防止施設の設置費の一部を補助します。

●越生町果樹の生産拡充・苗木購入費補助制度

果樹の生産振興を図るため、果樹栽培を目的とした苗木購入費の一部を補助します。

●越生町間伐・下刈・枝打事業補助制度

林業の振興を図るため、造林事業を実施する方に、経費の一部を補助します。

※詳しくは、まちづくり整備課または産業観光課までお問い合わせください。

小中学校一覧 ▶ 学務課

●小学校

学校名	所在地	電話番号
町立越生小学校	大字黒岩251番地【1図A-2】	292-2071
町立梅園小学校	大字小杉547番地【5図E-5】	292-3215

●中学校

学校名	所在地	電話番号
町立越生中学校	大字成瀬618番地【4図A-3】	292-3114

入学に関すること ▶ 学務課

●就学時健康診断

小学校へ入学する前年の10月頃に健康診断を行います。9月上旬までに保護者あてに通知します。

●入学通知

12月上旬に翌年、小・中学校へ入学するお子さまのいる家庭には、「入学通知書・入学届」を送付します。「入学届」は、小学校入学は各学校の入学説明会、中学校入学は在学小学校へ提出となります。

なお、次のような場合にはお問い合わせください。

- 「入学通知書・入学届」が届かないとき
- 指定校以外の学校を希望するとき
- 国立・私立の小・中学校へ入学するとき

就学に関すること ▶ 学務課

●住居移転時の手続きについて

■手続きの手順

- ①異動が決まったら早めに担任の先生へ連絡してください。
- ②最終登校日までに学校から必要書類を取得してください。

■学校で取得する書類

内容	学校で取得する書類
越生町へ転入する場合	教科用図書給与証明書
越生町から転出する場合	在学証明書
同じ学区内での住所等の変更	なし
町内転居で学区が変わる場合	なし

- ③越生町役場町民課で住所変更手続きを行う
- ④学校で取得した各書類の提出を行う

■書類の提出先

内容	書類の提出先
越生町へ転入する場合	越生町教育委員会(学務課)で書類確認後学校へ
越生町から転出する場合	新しい住所地の教育委員会

●区域外就学の手続きについて

住所変更や特別な事情等により住所地以外の学校に就学を希望する場合、教育委員会での手続きが必要になります。申請場所や必要書類などは事情により異なりますので、詳しくは教育委員会(学務課)までお問い合わせください。

就学援助費 ▶ 学務課

経済的理由により、義務教育への就学が困難な町立小中学校の児童・生徒に対して就学援助を行っています。

《援助を受けられる家庭》

- 児童扶養手当の支給を受けている家庭
- 収入が少ないため学校給食費、修学旅行費の援助が必要な家庭
- 職業が不安定(休職、失業、病気等)であるため、生活が困窮している家庭
- 特別な事情(災害、事故、病気等)により、経済的に困窮している家庭

《支給内容》

学校給食費・修学旅行費・学用品費等

《提出書類》

就学援助費受給申請書・前年の所得がわかる書類(源泉徴収票や確定申告書の写し等)

提出先 教育委員会 学務課(中央公民館内)
TEL:049-292-3121(内線508)

公民館施設の使用について ▶ 生涯学習課

集会その他の使用のために、施設の貸し出しを行っています。

申請方法:各公民館に問い合わせ

申請開始:使用日の60日前から

使用時間:午前9時~午後9時



施設名	所在地	室名	料金 (1時間)
中央公民館 TEL: 292-3223	大字越生 917 【1図A-3】	視聴覚ホール	1,500円
		体育館	全面1,000円 半面 800円
		調理実習室	300円
		集会室	200円
		会議室	200円
和室	200円		
中央公民館分館 (ゆうがく館)	大字越生 908-12 【1図B-4】	そぶらの (防音室)	200円
やまぶき公民館 TEL: 292-6511	越生東 3-5-2 【1図D-5】	集会室	200円
		会議室	200円
		学習室	200円
		和室	200円
梅園 コミュニティ館 TEL: 298-8525	大字小杉 553 【5図E-5】	多目的室	200円

体育施設の使用について ▶ 生涯学習課

健康的で文化的な生活を営むことを目的として、体育施設の貸し出しを行っています。

申請方法: 中央公民館 (TEL: 292-3223) に問い合わせ

申請開始: 使用日の前月の1日から

使用時間: 弓道場 午前9時～午後9時

屋外運動場照明施設 午後7時～午後9時

それ以外の施設 午前7時～午後7時

※年間を通じて利用する団体は、あらかじめ中央公民館で団体登録を済ませてください。

※登録団体のうち、過半数以上が町民で構成する団体は、団体本来の目的のために利用する場合、使用料を原則免除します。

施設名	所在地	料金 (1時間)
運動公園テニスコート (ペタンクコート)	上野東5-353-1 【2図E-2】	1面500円
運動公園野球場	上野東5-353-1 【2図E-2】	1,000円
パークゴルフ場	大字如意433-1 【2図D-1】	500円
いこいの広場	越生東7-310-1 【1図D-4】	500円
屋外運動場照明施設	大字成瀬616 【4図A-3】	1,500円
弓道場	大字越生917 【1図A-4】	500円
上谷農村公園グラウンド	大字上谷17-1 【5図E-4】	500円
大満農村広場グラウンド	大字大満257 【6図D-2】	500円
大満農村広場テニスコート	大字大満257 【6図D-2】	1面600円

学校体育施設の開放について ▶ 生涯学習課

スポーツ、レクリエーション活動の場とするため、学校活動(部活動等)に支障のない範囲で町民に開放しています。

申請方法: 中央公民館 (TEL: 292-3223) に問い合わせ

申請開始: 使用日の前月の1日から

開放時間: 運動場 土日祝 午前9時～午後7時

体育館 平日 午後7時～午後9時

土日祝 午前9時～午後9時

武道場 全日 午後7時～午後9時

施設名	所在地	料金 (1時間)
越生小運動場	大字黒岩251 【1図A-2】	無料
越生小体育館		800円
梅園小運動場	大字小杉547 【5図E-5】	無料
梅園小体育館		800円
越生中運動場		無料
越生中体育館	大字成瀬618 【4図A-3】	800円
越生中武道場		柔道 500円 剣道 500円

梅園コミュニティ館について ▶ 生涯学習課

梅園小学校の南側にあった旧梅園保育園を改装し、地域交流・親睦の場として開放している施設です。多目的室やコミュニティ館周辺での各種教室や、年に1度のふれあいまつりを開催するなど、住みよい地域社会づくりを推進するための拠点となっています。土・日曜日、祝日には、「おごせ昆虫と自然の館」(午前10時～午後4時)を開館しているほか、月曜日から土曜日には、梅園学童保育室としても利用されています。

住所: 大字小杉553 【5図E-5】

TEL: 298-8525

開館: 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時

青少年の健全育成について ▶ 生涯学習課

下記団体との協働による各種事業を開催し、青少年の健全育成を推進しています。

- ・リーダー研修会、かるた大会 (子ども会育成会)
- ・ちびっ子駅伝、少年野球大会 (スポーツ少年団)
- ・デイキャンプ、お菓子づくり (青少年相談員協議会)
- ・ウキウキクッキング、ひまわり事業 (子どもサポート協議会)
- ・子どもフェスティバル (子どもフェスティバル実行委員会)

図書館 ▶ TEL: 292-6116

URL: <http://www.lib.ogose.saitama.jp/>

● 利用案内

開館時間: 火曜日～日曜日 午前9時30分～午後5時30分

※臨時休館日は、『広報おごせ』でご確認ください。

■ 貸出点数・期間

資料	点数	貸出期間
本・雑誌・紙芝居	計10冊まで	3週間
視聴覚資料 (CD・DVD)	各2点	1週間

■ 予約・リクエスト

利用したい資料が貸し出し中の場合、返却され次第連絡します。

所蔵されていない資料については、購入したり、他館から借り受けて、可能な限りご要望にお応えします(図書・雑誌に限る)。

■ レファレンス・サービス

学習や調べものについての、資料や情報を提供します。

■ 閲覧室の利用

第1閲覧室には辞典・辞書・図鑑などが、第2閲覧室には文学全集・美術全集などがそろえてあります。また、第2閲覧室にはDVD視聴コーナーと学習コーナーが設置してあります。

■ 催し物

「おはなし会」「本に親しむ会」「論語を楽しむ会」「古典文学講座」などを開催しています。詳しくは『広報おごせ』やホームページをご覧ください。

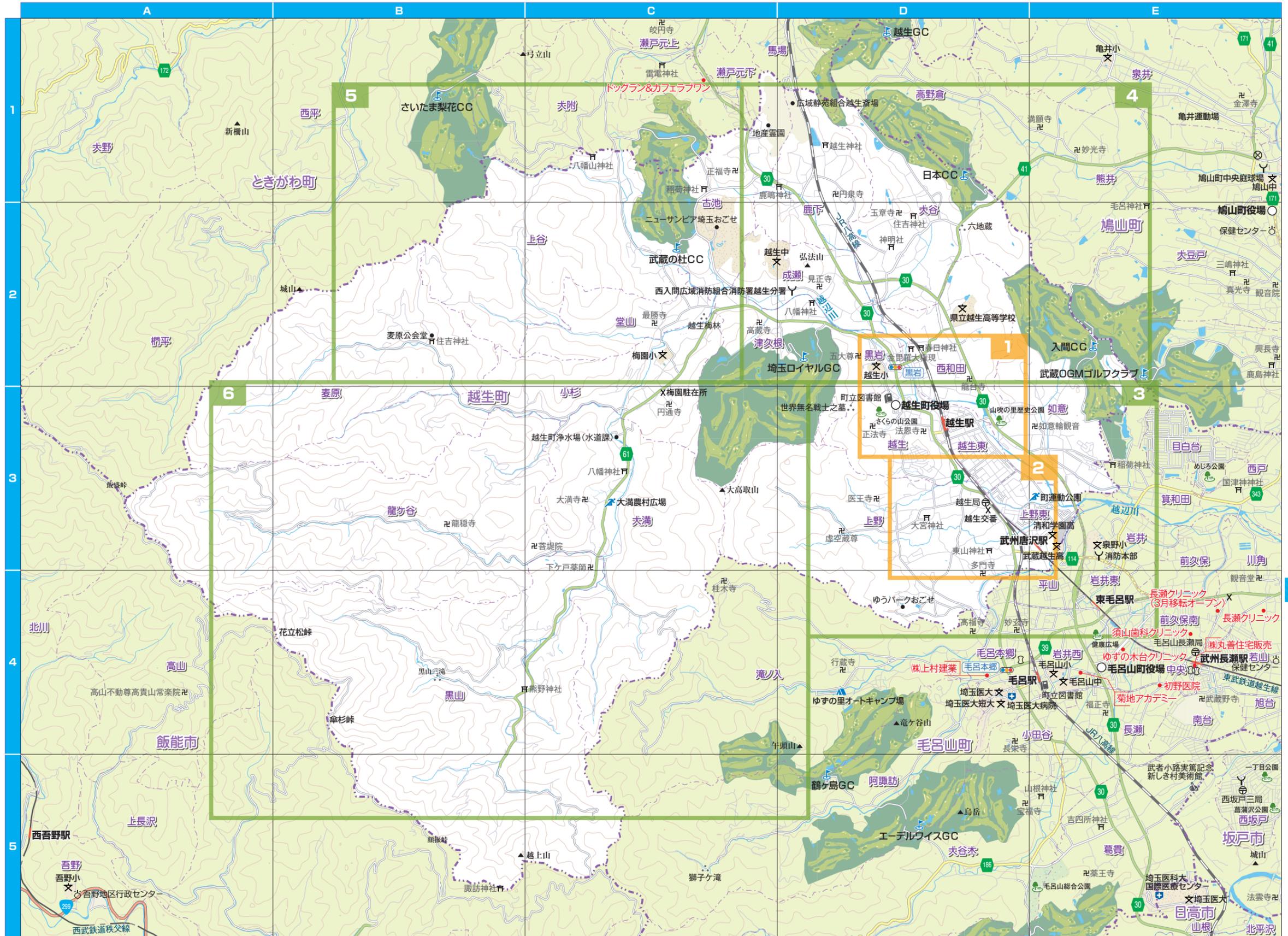
施設一覧

施設名	住所	電話番号	地図座標
町の施設			
越生町役場	越生900-2	292-3121	1図B-3
越生町立図書館	越生925-1	292-6116	1図A-3
越生町中央公民館	越生917	292-3223	1図A-3
越生町やまぶき公民館	越生東3-5-2	292-6511	1図D-5
梅園コミュニティ館	小杉553	298-8525	5図E-5
越生町地域交流センター	上野東5-300-2	—	2図E-2
越生町インフォメーションセンター (オーティック)	越生790	292-6783	1図C-4
越生自然休養村センター	小杉308-1	292-3100	6図D-1

越生町観光センター (里の駅)	越生741-2	292-2516	1図B-4
ゆうパークおごせ (ふれあい健康センター)	上野3083-1	292-7889	3図B-5
越生町浄水場 (水道課)	大満629	292-3002	6図D-1
広域静苑組合 越生斎場	鹿下338-6	292-5955	4図A-1
保健・福祉			
越生町保健センター	越生917	292-5505	1図A-4
社会福祉法人越生町 社会福祉協議会	越生908-12	292-2977	1図B-4
越生町子育て支援センター 「すくすく」	如意98-2(山吹保育園内)	292-5684	3図D-2
おごせ福祉作業所	如意736-1	292-2817	3図D-1
保育所・幼稚園・学校			
町立越生保育園	越生1046-4	292-2231	1図B-5
社会福祉法人山吹会 山吹保育園	如意98-2	292-5684	3図D-2
学校法人信愛学園 越生みどり幼稚園	越生950	292-2106	1図A-4
越生学童保育室	黒岩251	292-5077	1図A-2
梅園学童保育室	小杉553	292-8118	5図E-5
越生町立越生小学校	黒岩251	292-2071	1図A-2
越生町立梅園小学校	小杉547	292-3215	5図E-5
越生町立越生中学校	成瀬618	292-3114	4図A-3
埼玉県立 越生高等学校	西和田600	292-3651	4図C-4
学校法人越生学園 武蔵越生高等学校	上野東1-3-10	292-3245	2図E-4
学校法人一川学園 清和学園高等学校	上野東1-3-2	292-2017	2図E-4
越生自動車大学校	上野東1-3-2	292-2012	2図E-4
越生自動車学校	上野東1-3-18	292-5211	3図D-3
警察・消防			
西入間警察署 越生交番	上野東633-5	292-3042	2図C-2・3
西入間警察署 梅園駐在所	小杉293-2	292-5343	6図D-1
西入間広域消防組合 消防署越生分署	成瀬414-1	292-4119	4図A-4
その他関係機関			
越生町商工会	越生1126-9	292-2021	1図B-4
一般社団法人 越生町観光協会	越生790 (越生町 インフォメーション センター内)	292-1451	1図C-4
一般社団法人 越生町シルバー人材 センター	上野東5-300-2 (越生町地域交流 センター内)	292-7616	2図E-2

越生町全体図

0 500 1000m 1/38,000

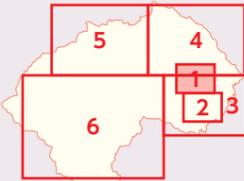


©2016 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

越生町全体図

越生町全体図

詳細地図①



0 50 100m 1/5,000

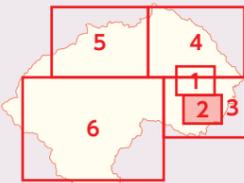


©2016 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

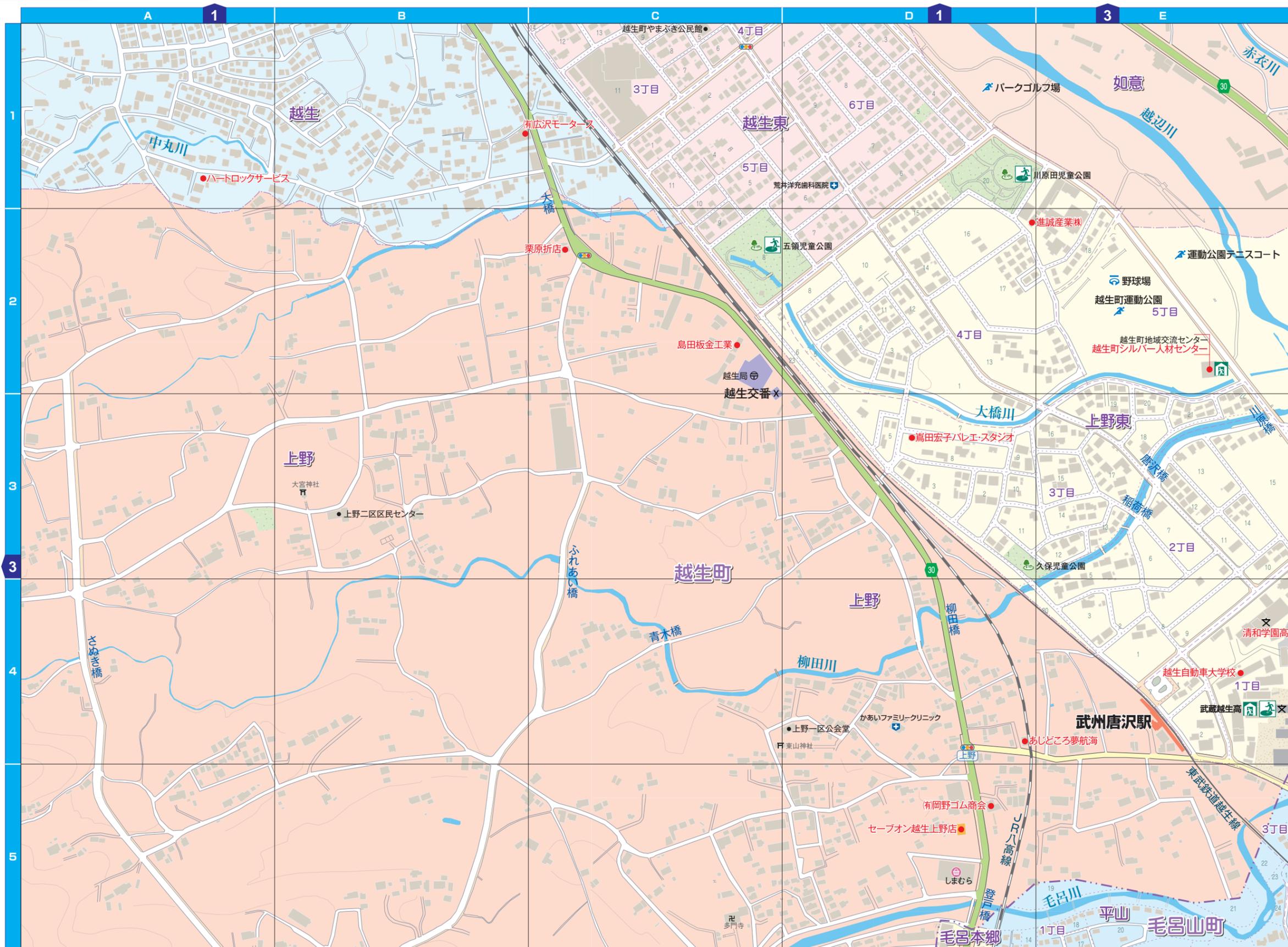
詳細地図①

詳細地図①

詳細地図②



0 50 100m 1/5,000

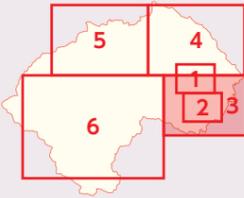


©2016 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

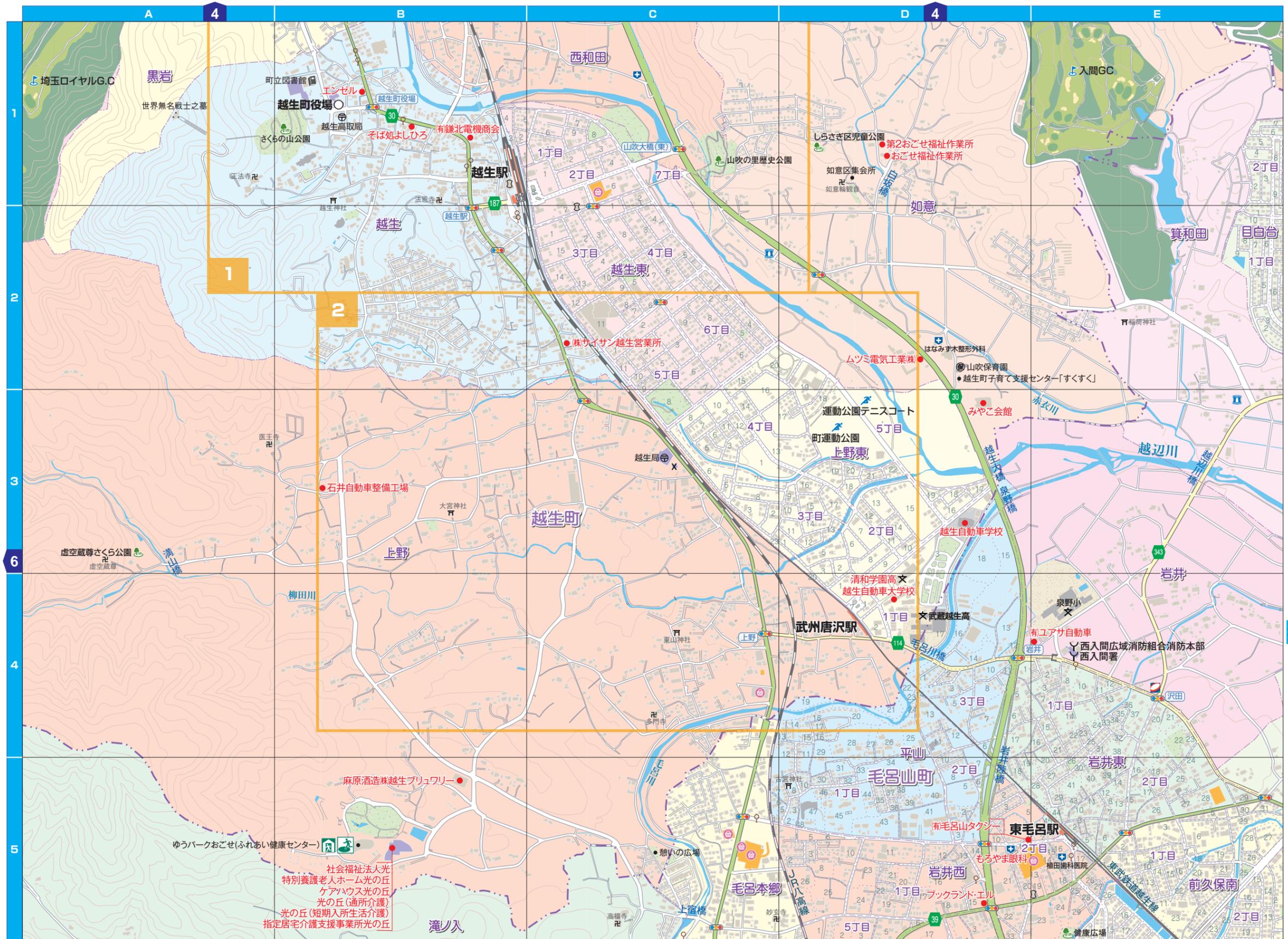
詳細地図②

詳細地図②

詳細地図③



0 100 200m 1/10,500

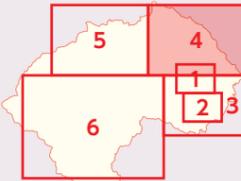


社会福祉法人光
特別養護老人ホーム光の丘
ケアハウス光の丘
光の丘(通所介護)
光の丘(短期入所生活介護)
指定居宅介護支援事業所光の丘

©2016 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

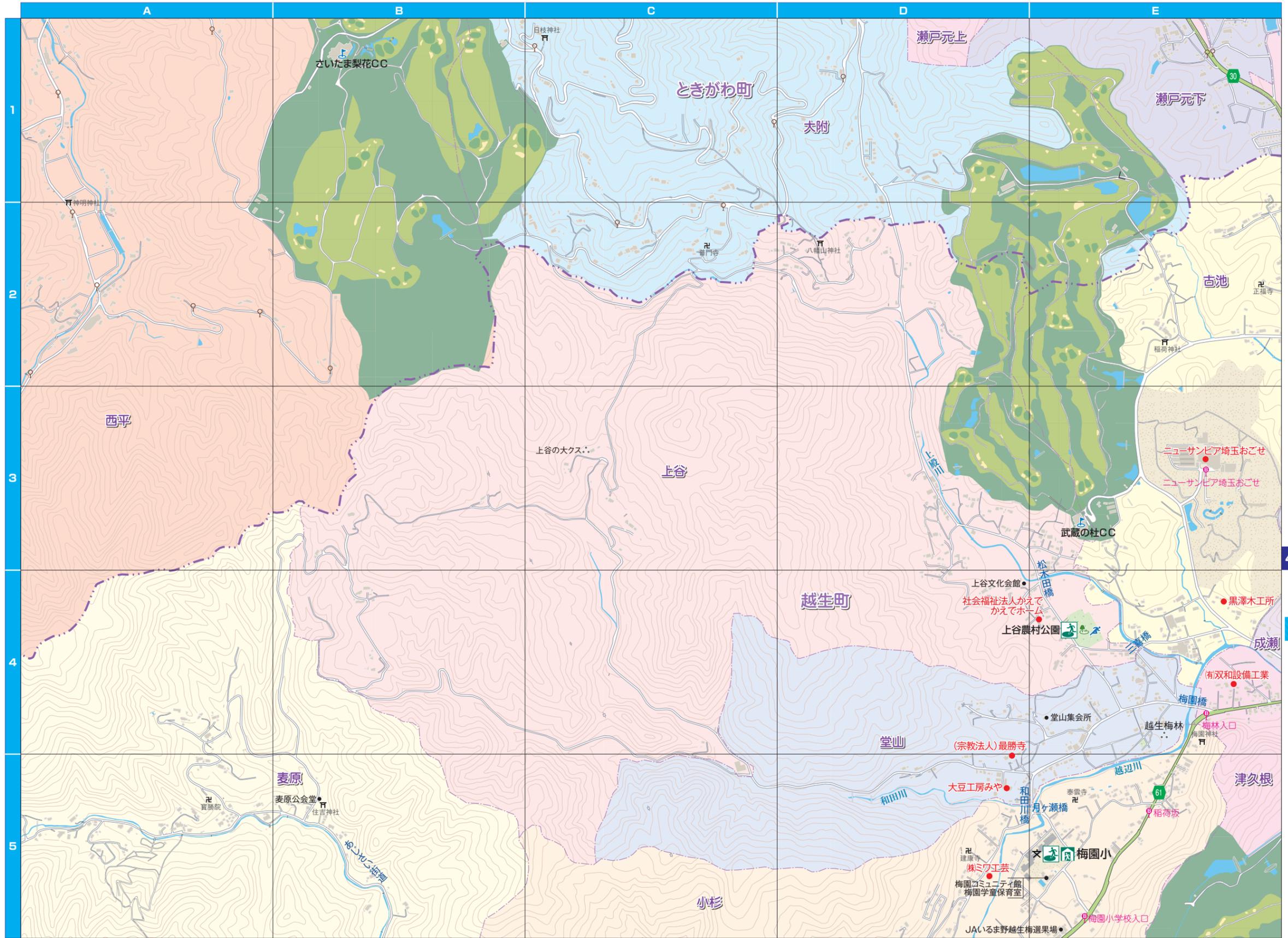
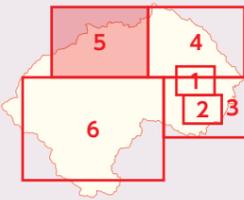
詳細地図③

詳細地図③



詳細地図⑤

0 100 200m 1/12,300

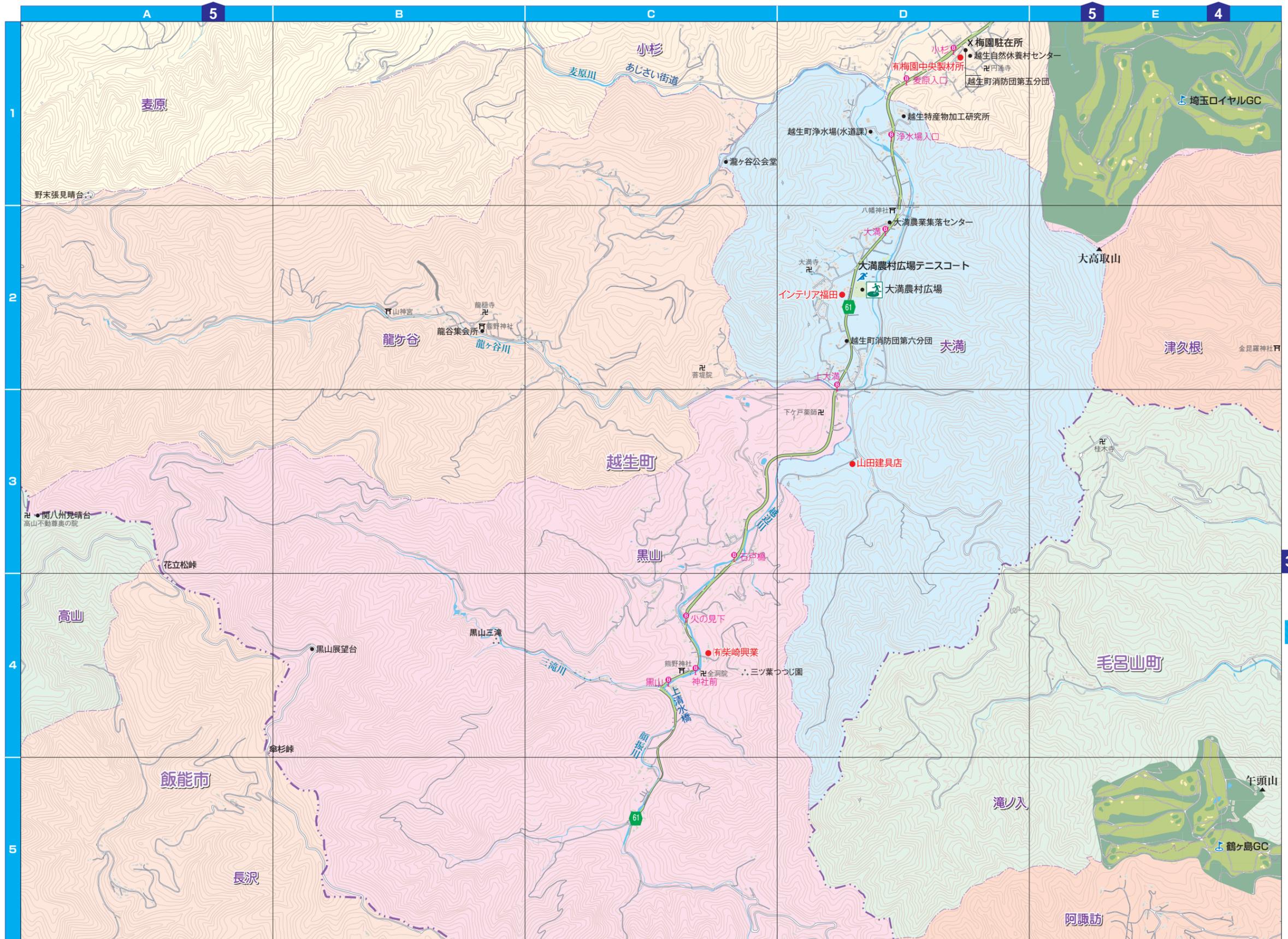
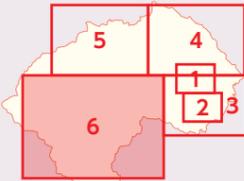


詳細地図⑤

詳細地図⑤

詳細地図⑥

0 150 300m 1/18,000



©2016 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

詳細地図⑥

詳細地図⑥

越生町 暮らしのガイドブック

平成 28 年 12 月発行

発行：越生町 株式会社ゼンリン 大宮営業部

- 行政の業務に関するお問い合わせは越生町役場までご連絡ください。
- ※掲載内容は、平成28年12月1日現在のものです。発行後、掲載情報に変更が生じる場合もありますのでご了承ください。
- 広告内容及び地図内容については、(株)ゼンリンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

越生町役場 〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生900-2 TEL 049-292-3121 (代表)
(株)ゼンリン 大宮営業部 〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地 JA 共済埼玉ビル1F
TEL 048-642-4946

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分1地方図、2万5千分1地形図及び電子地形図25000を使用した。(承認番号 平26情使、第244-A463号)」
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50mメッシュ(標高)を使用した。(承認番号 平26情使、第242-A326号)」
この地図は、越生町長の承認を得て同町発行の越生町基本図(縮尺1/2,500)を使用して調製したものです。(越ま第832号)

無断で複写・転載することはご遠慮ください。
著作権者に無断で本誌の全部、または一部を複製及び転載することは、著作権法により禁止されています。

©Ogose Town
©2016 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

お断り

本文中の地図は弊社2015年6月発行の越生町住宅地図データをもとに作成しております。作成には細心の注意を払い編集作業を行っておりますが、データ量は膨大であり日々変化する現状と地図面とが一致しない場合があります。また、目標名称などは見やすさを優先し正式名称などを一部割愛して表現をしております。申し訳ございませんが何卒ご了承くださいませようよろしく願い申し上げます。